

福祉生協 東ヘルパーステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 さっぽろ高齢者福祉生活協同組合が開設する、福祉生協 東ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び札幌市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（以下、「第1号訪問事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という。）が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な訪問介護及び第1号訪問事業を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・指定居宅支援事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて行うものとする。

(指定第1号訪問事業の運営の方針)

第3条 指定第1号訪問事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定第1号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施 期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画を作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 指定第1号訪問事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 福祉生協 東ヘルパーステーション
- ② 所在地 札幌市東区北5条東10丁目16番1

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	員数(名)※常勤換算	備 考
管理者	介護福祉士	1	サービス提供責任者・ 訪問介護員兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	<u>3</u>	訪問介護員兼務
訪問介護員等		10人以上	<u>苗穂ラウンド24</u> ・東ラウンド24の兼務

(1)管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画及び、札幌市訪問介護相当型サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3)訪問介護等

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～日曜日（ただし12月29日～1月3日を除く。）
- ② 営業時間 午前6時00分から午後10時00分までとする。

(苦情処理)

第7条 指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は提供した指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事業の内容及び利用料等)

第8条 指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助
- ③ 通院等乗降介助

2 札幌市訪問介護相当型サービスを提供した場合の利用料の額は、札幌市が定める第1号訪問事業基準額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。法定代理受領サービスに該当しない札幌市訪問介護相当型サービスを提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、札幌市が定める第1号訪問事業基準額に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

・事業所の実施地域を越える地点から、自宅までの距離において、1kmごとに50円(税別)

4 介護保険法に定める訪問介護サービスに該当しない介護保険給付対象外サービスを提供する場合は、別途契約を交わしサービスを提供する。

5 前五項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応)

第9条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 訪問介護員等は、利用者に対する指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、札幌市東区内の以下の地域とする。

- ① 北5条東11丁目～東12丁目
- ② 北6条～北7条までの各条の東1丁目～東8丁目
- ③ 北8条～北14条までの各条の東1丁目～東16丁目

(個人情報の保護及び秘密保持)

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関連事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、当生協が定める個人情報保護規則等を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報について利用目的を以下の通りとし、利用目的の範囲で利用できるものとする。なお外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。
 - ① 事業者が利用者にサービスを提供する上で関係する行政及び医療機関、他の介護保険サービス事業者との連携、情報提供のため
 - ② 介護保健事務に関わる行政への情報提供
 - ③ 事業者の管理運営業務のうち会計・経理業務に関わること
 - ④ サービス担当者会議
 - ⑤ ご家族又は後見人、補佐、補助人もしくは利用者の指定する方へ情報提供
 - ⑥ 賠償責任に対して行う保険会社、弁護士等への各種手続き、相談等
 - ⑦ 介護保険法および他関係法令に基づき、行政に報告等を行う場合
- 3 各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、ICTの活用をする際には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を参考にするとともに、利用者及びその家族の了解を得るものとする。
- 4 不正手段による個人情報の取得は行わない。
- 5 利用者の求めに応じて、第三者への提供は行わない。

- 6 従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 7 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とし、個人情報の守秘義務を厳守させるものとする。

(CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進)

第12条 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組みを推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、事業を提供する当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。また、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対処方法を指す内容であることを踏まえ、以下に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ることとする
- ② 虐待防止のための指針を整備する
- ③ 従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- ④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする

(ハラスメント対策の強化)

第14条 適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定)

第15条 事業所は、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対する指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスを継続的に提供するための業務継続に向けた計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該事業所の従業者に業務継続計画について周知するとともに、定期的な研修の実施、訓練(シミュレーション)を実施しなければならない。また業務継続計画の定期的な見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

- 2 事業所は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

ものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための処置)

第16条 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催する とともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ることとする
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- ③ 感染症の予防、及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(身体拘束等の適正化の推進)

第17条 事業所は、身体的拘束等の適正化の推進を図るため、以下の点について留意する。

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
 - 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 事業者は、重要事項について、利用申込者又はその家族から申し出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込み者又はその家族の承諾を得て、電磁的方法により提供出来るものとする。
 - 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はさつぽろ高齢者福祉生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規定は、平成28年1月1日から施行する。
この規定は、平成28年4月1日から施行する。
この規定は、平成28年7月1日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年11月20日から施行する。
この規定は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。
この規程は、令和元年7月1日から施行する。
この規程は、令和元年9月1日から施行する。
この規程は、令和2年3月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年5月6日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年5月1日から施行する。
この規程は、令和3年6月16日から施行する。
この規程は、令和3年10月1日から施行する。
この規程は、令和6年5月1日から施行する。